



	19	18	17	16	15	14	13	12
セントナーに、主任デジタル教育推進官を置き、海上保安庁長官が指名する者をもって充てる。	一	情報通信技術を活用した教育等の推進に関する企画及び立案並びに調整に関すること。	二	セントナーに、主任学術情報官は、デジタル教育推進官の所掌に属する事務を調整し、及びこれに属する事務を置き、海上保安学校長が指名する者をもって充てる。	三	主任デジタル教育推進官は、デジタル教育推進官の所掌に属する事務を調整し、及びこれに属する事務を置き、海上保安学校長が指名する者をもって充てる。	四	デジタル教育推進官は、次に掲げる事務をつかさどる。
センターライブ会議室の運営と監視を行うこと。	一	センターライブ会議室の運営と監視を行うこと。	二	センターライブ会議室の運営と監視を行うこと。	三	センターライブ会議室の運営と監視を行うこと。	四	センターライブ会議室の運営と監視を行うこと。
第五条 海上保安学校に、次の二部を置く。	第五条	海上保安学校に、次の二部を置く。	第六条	海上保安学校に、次の四課を置く。	第七条	海上保安学校に、次の四課を置く。	第八条	海上保安学校に、次の四課を置く。
事務部	一	事務部に、次の四課を置く。	一	総務課	一	校内警備課	一	教務課
教育訓練部	二	教育訓練部に、次の四課を置く。	二	人事厚生課	二	職員保健課	二	学生課
訓練課	三	訓練課に、次の三課を置く。	三	会計課	三	医療施設課	三	国有財産課
学生課	四	学生課に、次の三課を置く。	四	図書課	四	学生生活課	四	教務課
教務課	五	教務課に、次の三課を置く。	五	第六条	六	第六条の二	六	第六条の二
第六条の二	六	第六条の二	六	第六条	七	第六条の二	七	第六条の二
第六条の二	七	第六条の二	七	第六条	八	第六条の二	八	第六条の二
第六条の二	八	第六条の二	八	第六条	九	第六条の二	九	第六条の二
第六条の二	九	第六条の二	九	第六条	十	第六条の二	十	第六条の二
第六条の二	十	第六条の二	十	第六条	十一	第六条の二	十一	第六条の二
第六条の二	十一	第六条の二	十一	第六条	十二	第六条の二	十二	第六条の二
第六条の二	十二	第六条の二	十二	第六条	十三	第六条の二	十三	第六条の二
第六条の二	十三	第六条の二	十三	第六条	十四	第六条の二	十四	第六条の二
第六条の二	十四	第六条の二	十四	第六条	十五	第六条の二	十五	第六条の二
第六条の二	十五	第六条の二	十五	第六条	十六	第六条の二	十六	第六条の二
第六条の二	十六	第六条の二	十六	第六条	十七	第六条の二	十七	第六条の二
第六条の二	十七	第六条の二	十七	第六条	十八	第六条の二	十八	第六条の二
第六条の二	十八	第六条の二	十八	第六条	十九	第六条の二	十九	第六条の二

四 入学試験に關すること。

- 五 教務の記録に關すること。
- 六 学生の入学、退学及び卒業に關すること。
- 七 教育訓練に關する資料及び教材に關すること。（訓練課の所掌に屬するものを除く。）
- 八 部中の他課に屬さない事務をつかさどる。
- 第九条 学生課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 学生の規律、考課及び身上に關すること。
  - 二 学生の課外活動及び学生生活に關すること。
  - 三 学生寮の使用に關すること。

- 第十条 訓練課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 訓練に関する教科課程及び実施計画に關すること。
  - 二 訓練に関する学生の試験及び成績に關すること。
  - 三 訓練に関する資料の収集及び教材の整備計画に關すること。
  - 四 海上保安学校で使用する船艇の整備及び運航管理に關すること。

- 第十一条 訓練教官は、第四条第三項の職務のほか、学生の生活指導に從事する。

- 第十二条 分校の名称及び位置は、次のとおりとする。
- （名称）  
門司分校  
宮城分校  
3 分校の所掌事務の範囲及び内部組織は、海上保安庁長官が定める。
- 第十三条 分校の長は、分校長とする。
- 2 分校長は、海上保安学校長を助け、分校の校務を整理する。
- 第十四条 この命令に定めるもののほか、海上保安学校の内部組織の細目は、海上保安庁長官の定めるところによる。

- 附 則
- 1 この命令は、公布の日から施行し、昭和二十六年四月一日から適用する。
- 2 海上保安学校の名称、位置及び内部組織に關する命令（昭和二十四年海上保安令第一号）は、昭和二十六年三月三十一日限り廃止する。
- 附 則（昭和二六年一一月一六日海上保安令第六号）
- この命令は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和三〇年四月一日海上保安令第二号）抄
- この命令は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和三三年七月一二日海上保安令第一号）
- この命令は、昭和三十三年七月十五日から施行する。
- 附 則（昭和三六年四月八日海上保安令第一号）
- この命令は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和四一年四月八日海上保安令第一号）
- この命令は、公布の日から施行し、昭和四十二年四月一日から適用する。
- 附 則（昭和四七年九月六日海上保安令第一号）
- この命令は、昭和四十七年十月一日から施行する。
- 附 則（昭和五〇年一〇月一日海上保安令第一号）
- この命令は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和五三年四月五日海上保安令第一号）
- この命令は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和五六年四月三日海上保安令第一号）
- この命令は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和五九年六月二五日海上保安令第一号）
- （昭和五九年六月二五日海上保安令第一号）

（位置）  
北九州市  
岩沼市

この府令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 則（昭和六一年三月二七日海上保安庁令第一号）

この府令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和六年四月八日海上保安庁令第一号）

この府令は、昭和六十三年十月一日から施行する。

附 則（平成元年三月二二日海上保安庁令第一号）

この府令は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（平成三年三月八日海上保安庁令第一号）

この府令は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年三月二九日海上保安庁令第一号）

この府令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年四月六日海上保安庁令第二号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年三月三〇日海上保安庁令第一号）

この府令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三一年三月二九日海上保安庁令第一号）

この府令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和六年三月二九日海上保安庁令第一号）

この府令は、令和六年四月一日から施行する。